

広島県税条例及び広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十七年十二月二十二日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県条例第五十一号

広島県税条例及び広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例の一部を

改正する条例

(広島県税条例の一部改正)

第一条 広島県税条例(昭和二十九年広島県条例第十六号)の一部を次のように改正する。

第六十四条の三第三項第四号口中「農業生産法人出資育成事業」を「農地所有適格法人出資育成事業」に、「農業生産法人」を「農地所有適格法人」に、「農業生産法人」を「農地所有適格法人」に、「当該農業生産法人」を「当該農地所有適格法人」に改め、同項第五号中「農業生産法人出資育成事業」を「農地所有適格法人出資育成事業」に、「農業生産法人」を「農地所有適格法人」に改める。

第六十五条第六項各号列記以外の部分中「農業生産法人出資育成事業」を「農地所有適格法人出資育成事業」に、「農業生産法人」を「農地所有適格法人」に改め、同項第三号口中「農業生産法人出資育成事業」を「農地所有適格法人出資育成事業」に、「農業生産法人」を「農地所有適格法人」に、「当該農業生産法人」を「当該農地所有適格法人」に改める。

(広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例の一部改正)

第二条 広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例(平成十一年広島県条例第三十四号)の一部を次のように改正する。

第二条の表の第十六号の六(四)中「農業生産法人」を「農地所有適格法人」に改める。

附 則

この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。